東京医療保健大学千葉看護学部広報委員会規程

(設置)

第1条 千葉看護学部の広報活動の充実を図るため、千葉看護学部広報委員会(以下「委員会」という)を設置する。

(任務)

第2条 委員会は、大学ビジョンに則り、学部への理解を図り関心を喚起するとと もに、地域との連携を開発・発展させるため、学部情報及び学生と教職員 等の活動や成果の公開を行う。

(構成)

- 第3条 委員会は次の者をもって構成する。
 - (1) 千葉看護学部教授会において任命する教職員
 - (2)入試広報部長、千葉事務部長
 - (3) 学部長は必要に応じて出席することができる
 - (4) 委員長が必要と認めるときは、委員以外のメンバーを出席させ、意見等を 聴取することができる

(審議事項)

- 第4条 委員会は次の事項を所掌し審議・提案する。
 - (1) 大学広報に関すること
 - (2) 大学案内パンフレットに関すること
 - (3) 大学ホームページに関すること
 - (4) オープンキャンパス及び入試説明会等に関すること
 - (5) 授業見学及び高校等における出前授業に関すること
 - (6) その他、広報に関すること

(委員長等)

- 第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。
 - 2 委員長及び副委員長は、千葉看護学部教授会において任命する。

(議事)

第6条 委員長は、委員会を招集し、議長となる。

(事務)

第7条 委員会に関する事務は、千葉事務部が行う。

(開催日)

第8条 委員会は、原則として月1回開催する。

附則

本規程は平成30年4月1日から施行する。